

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第33号

瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年瀬戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第5条 <省略> | 第5条 <省略> |
| 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| (1)から(4)まで <省略> | (1)から(4)まで <省略> |
| 3 <省略> | 3 <省略> |

第2条 瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第5条 <省略> | 第5条 <省略> |
| 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| (1)から(4)まで <省略> | (1)から(4)まで <省略> |
| 3 <省略> | 3 <省略> |

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和4年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定によ

る期末手当の内払とみなす。